

This Monthly Paper that connects the Clients and AI-Jimusho

Vol.2013

# AI Contact

6

## AI See You

私たちは、企業と人財の発展を見守り、  
適切なアドバイス&サポートで、お客さまのリクエストにお応えいたします

## Monthly Topics

### 5月の出来事

- 産前産後休業期間中の健康保険・厚生年金保険料を来年4月から免除
- 7月1日から「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行
- 鳥インフルエンザを感染症法に基づく「指定感染症」に定める政令を施行
- 元リニモ社員らに賠償命令 名古屋地裁, 6000万

### 6月の話題

- 精神障害者の雇用義務化を定める改正障害者雇用促進法案が成立
- 規制改革会議が「雇用」はじめ5分野についての改革項目を答申
- 課長の3人に1人が「メンタルヘルスに不安を抱える部下がいる」と回答
- 受動喫煙防止対策助成金制度を充実



伊豆四季の花公園 (2013.6 撮影:古谷)



社会保険労務士法人 相事務所

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-54-1 石井ビル4階

Phone 03-3320-7351 / Fax 03-3320-7352

URL <http://www.sr-aijimusho.co.jp> / Email [info@sr-aijimusho.co.jp](mailto:info@sr-aijimusho.co.jp)

# 法改正トピックス

## 【労務】平成24年度個別労働紛争の相談で「いじめ・嫌がらせ」が最高

「個別労働紛争解決制度」は、個々の労働者と事業主間での労働条件や職場環境などをめぐる紛争の未然防止や早期解決を促進するための制度ですが、平成24年度の相談件数の中で、「いじめ・嫌がらせ」に関する相談件数が51,670件となり増加傾向にあります。

### ■平成24年度の相談、助言・指導、あっせんの概況

- 総合労働相談件数：106万7,210件(前年度比3.8%減)  
→うち民事上の個別労働紛争相談件数：25万4,719件(同0.6%減)
- 助言・指導申出件数：10,363件(同8.1%増)
- あっせん申請件数：6,047件(同7.1%減)

なお、「個別労働紛争解決制度」は、個々の労働者と事業主間での労働条件や職場環境などをめぐる紛争の未然防止や早期解決を促進するための制度で、幅広い分野の労働問題を対象とする「総合労働相談」、個別労働紛争の解決につき援助を求められた場合に行う都道府県労働局長による「助言・指導」、あっせんの申請を受けた場合に労働局長が紛争調整委員会に委任して行う「あっせん」の3つの方法があります。

### ◎相談内容は、「いじめ・嫌がらせ」がトップ

- 総合労働相談件数は、5年連続で100万件を超え、民事上の個別労働紛争に係る相談件数は、高止まり傾向。
- 「いじめ・嫌がらせ」に関する相談は、増加傾向にあり、51,670件。民事上の個別労働紛争相談の中で最も多い結果。

### 【民事上の個別労働紛争に係る相談件数】

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
いじめ・嫌がらせ	39,405 +10.2%	45,939 +16.6%	51,670 +12.5%
解雇	60,118 -13.0%	57,785 -3.9%	51,515 -10.9%
労働条件の引下げ	37,210 -2.4%	36,849 -1.0%	33,955 -7.9%
退職勧奨	25,902 -2.3%	26,828 +3.6%	25,838 -3.7%

※下段は、対前年度比

### ◎助言・指導申出件数が過去最多

- 助言・指導申出件数は、制度施行以来増加傾向にあり、初めて1万件を超える。
- あっせん申請件数はやや減少。

### ◎迅速な対応

- 助言・指導は1ヶ月以内に97.4%、あっせんは2ヶ月以内に93.8%を処理。

参照ホームページ[厚生労働省]

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000339uj.html>

## 『続ジュンブライド～お嫁さんを扶養親族にする場合～』

- 国年法第7条 被保険者の資格 -

前回に引き続き、結婚する従業員のお話です。  
お嫁さんの社会保険の手続き、他にも何かする必要がありますでしょうか。  
将来みんなが不安に思っている年金は、この場合どうなるのでしょうか。

さて、引き続き増田社長からの質問を受けた岡田社労士。  
今回はどのようなお話になるのか、ちょっとのぞいてみましょう。

### 登場人物

増田社長:平成24年に小売業として起業。  
今までは雇われる身だったが、事業主となり労働問題に直面している。マジメな性格の持ち主。

岡田社労士:働き盛りの35歳。雇用問題と自分のメタボ問題が最近のトレンド。一風変わった芸風を持っている。

前回のあらすじフクロウ:「6月に結婚する従業員(師走くん)を持つ増田社長ホー。社会保険の扶養手続きに関して岡田社労士に質問中ですホー。健康保険については解決したようですが、お嫁さんの年金はどうなるのでしょうかホー。さっそく続きを見てみましょうホー」



増田:「なんだ!猛禽類が会社の中に!! しっしっし、外に出なさい…。…なんだったんだあの可愛らしいヤツは。さて、引き続きよろしくお願いします。師走くんのお嫁さんの年金はいったいどうなるんですかね…?ちなみに今までは国民年金に加入していたみたいです」



岡田:「お嫁さんはこれから第3号被保険者になりますよ」

増田:「第3号!なんだか聞いたことがありますね。何かのヒーローものみたいな名称だな～って思っていましたよ。これからは第3号、ってことは今までお嫁さんは第何号だったんですか?」

岡田:「今までは第1号被保険者です。ざっと説明いたしますと…」

年金は、第1号から始まり第3号まであります。

第1号被保険者:日本に住む20歳から60歳未満の自営業者・農業者とその家族、学生、無職の人等、第2号、第3号被保険者でない人

第2号被保険者:会社員、公務員の人

第3号被保険者:第2号に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者の人(年収130万円未満)

増田:「なるほどねえ。師走くんはうちの会社で働いているから第2号で、お嫁さんはその配偶者だから第3号ってわけですか」

岡田:「そのとおりです!」

増田:「区分けはわかりましたが、第1号と第3号ではいったい何が違うんですか?」

岡田:「今までは第1号だったので、国民年金保険料をご本人様か世帯主様がお住まいの市区町村に納めていたかと思います。しかしなんと第3号になるとその保険料が無料にもかかわらず、毎月納めたこととみなされた年金額が将来もらえるんです!」

増田:「なんだって!でもその分師走くんの保険料が多くかかったりするんじゃないの?」

岡田:「実はそういうリスクがないです。ちなみに意外と誤解されやすいのですが…」

第3号被保険者の対象はあくまで「配偶者」ですので、奥さんと旦那さんの立場が今回の逆だった場合には、旦那さんが第3号になれます。

増田:「へえ～。奥さんだけのものかと思ってました。旦那さんでもなれるんですね。了解です!」

岡田:「第3号の届出は会社経由で行いますので、忘れないようご注意ください。また、第3号になることで、お嫁さんの第1号の資格はなくなりますが、市区町村へ届出は不要です。ただし国民健康保険だけはご本人様に市区町村で喪失手続きをしていただかなければなりませんので師走さんにお伝えくださいね」

増田:「わかりました!」



### ★ここがポイント!

■Q.1 第3号の認定基準は年収いくらとって決まっているんですか?

A. 第3号被保険者の認定基準は、健康保険の扶養と同じ基準となっています(S.61.3.31 庁保発13号)

ですので、年収130万円未満で健康保険の扶養と認められるような配偶者であれば年金の第3号被保険者にも認められます。

ただし、申請は別々で、健康保険の扶養になったからといって、その配偶者様の年金が自動的に国民年金第3号被保険者に切り替わるということはありませんので、その点はご注意ください。

■Q.2 配偶者は20歳で、年収130万円未満なのですが、現在大学生です。この場合でも配偶者は第3号になれるものなのでしょうか。

A. 配偶者様は第3号被保険者になれます。当然配偶者様が20歳に達していなければ第3号被保険者の条件を満たしませんが、現在20歳で年収130万円未満であれば、大学生であっても第3号被保険者の条件を満たしているため、第3号被保険者として問題ありません。

お久しぶりです！只今育児休業中の鈴木です。  
皆様のおかげで昨年11月に元気な男の子を出産する事ができました。ありがとうございました。

息子を産んであっ！！という間に7カ月…。新米ママの私の毎日ものすごい速さで過ぎていきます。  
赤ちゃんにとっての7カ月間は本当にたくさんの大きな変化があり、新米ママはその成長を見逃さないように毎日目を見開いて見守っています。  
声をかけて笑ってくれるなど反応が返ってくると『あっ！耳がちゃんと聞こえてるんだな』と安心し、首が座って安心し、寝返りを見て感動し、1人で座っている姿を見てまた感動し・・・(笑)  
息子と過ごす1日1日が発見の連続で《息子の成長＝私の成長》なんだな～と感じます。  
これから立ち上がって… 歩きだして… 言葉も覚えて…。  
私はいったいこれから何度感動する事でしょう～(笑)

0歳～1歳までの1年間の成長はきっと生きてる間で人間が一番大きく変化する1年間じゃないかと思うんです。そんな成長を一番近くで見る事が出来て、母として一緒に成長出来るなんて！！幸せな事ですね～(\*^\_^\*)  
楽しい事だけじゃなく、やはり大変な事もありますが大変な事も子供の笑顔で吹っ飛んでしまいます。  
本当赤ちゃんは一瞬で周りを幸せな気分にする天才です♪♪  
子育ては始まったばかりですが1歩1歩ゆっくり息子と私のペースで歩んで行けたらな～と思います。

(鈴木)

## やさいのちから

### 【えだまめ - 枝豆 - Soybean】

えだまめは、大豆の未熟な実を枝つきのままゆでて食用にしたことから、名前がつきました。

山形の「だだちゃまめ」、新潟の「茶まめ」はまめが少し茶色をおびていますが、香が高く甘みにも富んでいます。

えだまめには、たんぱく質、カルシウム、カリウム、ビタミンB1、Cが多く含まれ、疲労回復や夏バテ防止に役立っています。

「とりあえず！」とあって、ビールのお供になっていますが、主な生産地は、千葉、群馬、埼玉。

梅雨が明ければ、夏本番！  
様々なところでピヤホールが…  
えだまめを食べる機会が…  
嬉しい限りですね(笑)

ただ残念なことにピヤホールで出てくるのは冷凍輸入物が多いとか。(写真：榎本)



## からだのふしぎ

### 【美肌対策(しみにご用心)】

しみは、女性の場合はホルモンと日光の関係から、男性でも年齢と日光による表皮細胞の老化がもとになって生じる色素沈着です。

正常の表皮細胞はもっているメラニンとともに45日程度で垢になって落ちていくサイクルを繰り返しているのに対して、しみは、老化と日光によってダメージを受けた表皮細胞のサイクルがおかしくなり、メラニンをうまく捨てられなくなってしまった結果、色素沈着を生じると考えられます。

しみは慢性に経過しますが、妊娠時のしみは一時的ですので特に心配は要らないようです。

また、紫外線は晴れの日よりも曇りの日のほうが強いようです。少しの外出でも、対策をお忘れないように(余計なお世話)。



## 編集好機

みなさん、ご自身のボディケアって大切にしていますか？私は、最近奥歯の根っこが折れてしまい、数年ぶりに抜歯をしました。どうやら、折れてしまった歯の方は食いしばり癖があるとのことで、知らないうちに力を入れてしまっていると歯科医に言われました。自分ではそんな風には感じていないのですが、夜中とか自分の意思とは別に動いているようです。というより、自分の意思はこうなんだというサインなのかもしれません。

一部ガタがくると、他のところにも影響が出てきますので、変だなあと思ったときに治しておくほうが、体をいたわる秘訣だと感じました。

自分がかわいい私は(笑)、ハワイアンロミロミマッサージというのを受けてきました。ロミロミというのは、ハワイに古くから伝わるもので、直訳すると「もむ、押す、圧迫する」というもの。

文字通り、体全身をゴリゴリともみほぐして血液とリンパの流れをよくしてくれます。かなりゴリゴリしてくれますが、大きな痛みもみ返しもなくスッキリできます。

現代のビジネスシーンでは求められるものも多く、それによるプレッシャーに勝たなければいけません。体が資本だからこそメンテナンスは大切ですね！

文責：福島